

2026 年度診療報酬改定等に関する要望書

～持続可能な薬局経営と国民の健康を守るために～

一般社団法人 日本保険薬局協会

2025 年 5 月

持続可能な薬局経営と国民の健康を守るために

日本の人口推計によると、2040年には85歳以上の高齢者が1,000万人を突破し、一方で生産年齢人口は2025年比で1,000万人減少する見込みである。さらに、2040年の要介護高齢者数は約988万人(2020年比で約36%増)に達すると推計され、医療・介護制度は大きな社会構造変化に直面している。この状況下で、薬局には地域包括ケアシステムの一員として、かかりつけ機能の進化、在宅医療連携の高度化、そして医療DXを活用した質の高い持続可能なサービス提供という三位一体の改革が求められている。

加えて、医療・介護人材の不足が顕在化し、他業界との人材確保競争が激化する中、働き方改革の推進も急務となっている。そのため、医療インフラとしての夜間休日対応体制の重要性を踏まえつつ、限られた人的資源の中で、持続可能なサービス提供体制を構築する必要がある。

一方、薬局経営においては、インフレの影響が深刻化する中、従業員の処遇改善が喫緊の課題となっている。ただし、調剤報酬という公定価格に依存する薬局では価格転嫁が困難で、持続的な経営に支障をきたす懸念がある。

このような厳しい環境下で、当協会はこれまで医薬品の継続供給、かかりつけ・在宅機能の充実、専門性向上を追求し、さらに医療DX推進でも業界をリードしてきた。これらの取り組みで培った知見と組織力は、今後の課題解決においても大きな強みとなる。今後、薬局が地域医療の要としての役割を果たすには、経営の安定性確保と医療サービスの質向上を両立させる戦略が必要であるため、以下の点を要望する。

重点事項

1. 物価上昇及び賃上げ分を含めたプラス改定

調剤基本料への加点など全薬局に公平に手当てされることを要望する。

2. 薬局の機能に基づく公正な評価

- ① 地域支援体制加算について調剤基本料1の報酬体系に揃えること、要件については特に、夜間・休日対応実績や、麻薬調剤実績を揃えることを要望する。
- ② 都道府県知事による認定取得に対して加点等のインセンティブを設けること
- ③ 特別調剤基本料Aの薬局に課せられている「7種類以上の内服薬を調剤した場合には薬剤料が90/100に減算」となる報酬体系を撤廃すること

3. 医薬品の安定供給と後発医薬品の継続的な使用促進に対する評価

情報連携、医薬品の調達・管理、供給不安定への対応、選定療養制度を含む後発品使用促進など、現場の取組みは治療継続性確保と医療費適正化に継続的に寄与します。

4. かかりつけ及び在宅医療に係る対人業務の評価

- ① かかりつけ薬剤師の継続1年以上の在籍要件の緩和・廃止すること
- ② 在宅訪問薬剤管理の運営コストに見合った持続可能、かつ、更なる推進のための報酬体系

診療報酬改定等に関する要望

1. 物価上昇及び賃上げ分を含めたプラス改定

薬局経営の持続可能性が脅かされている中、薬局が果たす社会的役割の重要性は増しており、薬局機能及び薬剤師職能を維持・強化するために、物価上昇及び賃上げ分を含めたプラス改定を強く要望します。具体的には、調剤基本料への加点など全薬局に公平に手当てされることを要望する。

2. 薬局の機能に基づく公正な評価

薬局機能の評価にあたる調剤基本料や地域支援体制加算は、患者やその家族にとって分かりづらく、特に、処方箋集中率や薬局グループの規模によって要件が異なる点は理解し難い。かかりつけ機能、医療連携、在宅医療への対応、特定の機能を有する認定等、薬局が果たしている機能に基づき公正に評価されるべきである。

(要望事項)

- ① 調剤基本料 1 以外における地域支援体制加算について、調剤基本料 1 における同加算の報酬点数まで引き上げること、また、同加算の要件について、特に夜間・休日対応実績や、麻薬調剤実績の要件を調剤基本料 1 と同一とすることを要望する。
- ② 都道府県知事の認定を受けた薬局については、医療計画に明記し各地域において認定制度を活用すること、また、認定を受けた薬局の地域支援体制加算に加点することや、公的支援金の活用等により、認定取得のインセンティブを設けることを要望する。
- ③ 「(薬剤師法第 21 条) 調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」と、調剤応需義務が課せられているにも関わらず、特別調剤基本料 A の薬局に課せられている「7 種類以上の内服薬を調剤した場合には薬剤料が 90/100 に減算」となる報酬体系は極めて理不尽であり、撤廃を要望する。

3. 医薬品の安定供給と後発医薬品の継続的な使用促進に対する評価

医薬品の安定供給確保と後発医薬品の使用促進に向けた薬局の取り組みへの適切な評価を要望する。医療機関等との情報連携、適切な医薬品の調達・管理、供給不安定時の対応、長期収載品に係る選定療養制度を含む後発医薬品の使用促進など、これらの取り組みは患者の治療継続性確保と医療費適正化に寄与します。

4. かかりつけ及び在宅医療に係る対人業務の評価

今後、人的リソース不足が深刻化する見通しの一方で、高齢化はさらに進み、かかりつけ薬剤師や在宅訪問薬剤管理に係る対人業務の重要性は増々高まることから、より一層推進され、かつ、持

続可能な報酬体系でなければならない。

- ① かかりつけ薬剤師の要件のうち、「当該保険薬局に継続して1年以上在籍」の要件は、出産・育児休業後の薬剤師の職場復帰の妨げや、薬剤師としての多様な経験・資質向上を目的とした勤務薬局変更、臨床研修受講の妨げとなっているため廃止または緩和を要望する。緩和の場合は例えば当該地域（二次医療圏内）に1年在籍とするなどの要件改定が考えられる。
- ② 在宅訪問薬剤管理について、現行の評価では推進どころか現状を維持することも困難である。まず、在宅訪問薬剤管理にかかる運営コストに見合った持続可能な評価とすること、さらに一層の推進に対するインセンティブとなる報酬体系を要望する。
- ③ 在宅業務においては、治療に係る多職種間のシームレスな情報連携、治療を受ける患者のみならず、その家族の負担を軽減するために、頻繁な訪問や相談応需等、臨機応変、かつ、柔軟な対応を行っている。
 - 認知症の人やその家族を支えるための多職種連携や、薬物治療上の成果を評価することを要望する。
 - 外来治療から在宅療養への移行時に、患家を訪問し、多職種と連携して訪問薬剤管理指導のための服薬状況の確認や薬剤の管理等の必要な指導等を実施した場合の評価を要望する（在宅移行初期管理料の外来治療患者への適応）。

5. 医療 DX 推進体制と活用に対する評価

医療 DX 推進による将来的な価値を踏まえた持続的な投資や取り組みと、情報活用による薬物治療の質と安全性向上への貢献に対する評価を要望する。また、患者の負担軽減や、必要時に最新情報へアクセスを可能とする観点から、在宅訪問と同様に、通常外来の患者に対しても3か月間の同意効力期間を設定し、継続来局の場合は同意を継続すること（ただし、患者が毎回の同意取得を希望する場合は除く）といった運用変更を要望する。

6. 医療情報ネット（ナビイ）の活用による効率的な薬局情報の周知

地域支援体制加算等の各種加算における施設基準に、「地域の行政機関や薬剤師会等を通じた薬局情報の収集及び周知を求める」要件があり、現状では薬剤師会を通じた周知が必須とされている。しかし、従前より国民に対する薬局情報提供手段として、薬機法に基づく薬局機能情報提供制度（医療情報ネット（ナビイ））が運営されている上に、薬剤師会 HP の国民の認知度も高くななく、2つのルートに分かれることで国民がワンストップで情報を得られなくなっており、また、薬局にとっても負担になっている。したがって、ナビイを活用した効率的かつ統一的な薬局情報の周知に注力すべきであり、また、各種加算における施設基準についても「ナビイを活用した薬局情報の周知を求める」というように改定を要望する。これにより、患者や医療機関が必要な薬局情報をより迅速かつ正確に入手できるようになり、適切な薬局選択や医療連携の促進につながることが期待される。

7. 健康サポート機能発揮に対する評価

地域包括ケアシステムにおける薬局の役割は、疾病治療から予防・健康維持へと拡大しており、人生 100 年時代、国民の Well-being を実現することにおいて、地域住民の健康寿命延伸が喫緊の課題である。特に、生活習慣病重症化予防、認知症、循環器疾患等の早期発見、歯科口腔保健推進には、地域に密着した薬局による proactive な健康サポートが効果的であり、制度・報酬による更なる推進が重要である。

- ① 生活習慣病関連疾患の治療においては、薬物治療と合わせて運動・食事療法が重要であり、薬局薬剤師や管理栄養士による患者の日々の運動・食事への介入が治療経過の改善に寄与している。薬局における運動・食事療法に係る取り組みを制度や報酬によって推進することを要望する。
- ② 社会課題である疾患において薬局薬剤師による早期発見及び医療機関への受診勧奨といった取り組みを制度や報酬によって推進することを要望する。

(具体例)

- 循環器病対策推進基本計画には「循環器病の予防や早期発見、早期治療、重症化予防の徹底」が重要施策として掲げられており、薬局における心電図測定結果に基づく心房細動の早期発見、受診勧奨及び情報提供は、循環器病の早期発見と重症化予防の推進に寄与する。
- 認知症施策推進大綱には「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指す」とされており、薬局による認知症スクリーンテスト実施及び結果に基づく早期発見、受診勧奨は、認知症の早期発見・早期対応の推進に寄与する。
- 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項には「歯科保健医療サービスの効果的な実施のための連携体制の確保」が掲げられており、歯科医療機関と薬局を含めた多職種連携は、包括的な口腔健康管理体制の構築に寄与する。

以上